

DII8-S2

令和3年(け)第78号

2022.01.15郵送受

決 定

申立人 今井 豊

上記の者からの付審判請求棄却決定に対する抗告申立事件について、令和3年1

5 2月8日東京高等裁判所がした抗告棄却決定に対し、申立人から異議申立てがあつたので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申立てを棄却する。

理 由

10 1 本件異議の申立ての趣意は、要するに、申立人による付審判請求棄却決定に対する抗告を棄却した原決定は誤っているから、原決定を取り消し、さらに相当の裁判を求める、というものである。

15 2 一件記録によれば、申立人からなされた寺田泰成を被疑者とする付審判請求事件について、前橋地方裁判所が令和3年10月7日、請求には理由がないとして棄却したこと、これに対して、申立人が抗告を申し立て、東京高等裁判所が、令和3年12月8日、その請求棄却決定に誤りはないとして、抗告を棄却したこと、これに対し、申立人が、刑訴法428条2項に基づいて本件異議を申し立てたことが認められる。

20 原決定は、刑訴法428条2項に基づき異議の申立てをすることが許される決定ではないから、本件異議の申立ては不適法であり、刑訴法428条3項、426条1項によりこれを棄却することとし、主文のとおり決定する。

令和4年1月14日

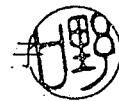
東京高等裁判所第10刑事部

25

裁判長裁判官 細田 啓



裁判官 野 口 佳



裁判官 駒 田 秀



これは謄本である。

令和4年1月14日

東京高等裁判所第10刑事部

裁判所書記官 高田繩子

